

認定業務改善規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「当財団」という。）が、有機認定業務規程第50条に基づき、有機認定の業務を円滑にすすめるために行う業務の見直しについて必要な事項を定める。

(任務)

第2条 当財団の事務局員は、前項の目的を達成するために次の事項の推進に努めなければならない。

- 1) 認定業務の方法その他事務の改善に関すること
- 2) 執務環境の改善に関すること
- 3) 文書の適正な管理に関すること
- 4) 節約意識の啓発及び経費の節減に関すること

(会議)

第3条 当財団の事務局員は常に事務の業務見直し、その改善のための提案を行うことを心がけなければならない。

2 当財団の事務局員は1年に1回以上業務の改善のための会議（以下、「会議」という）を行う。会議は認定事務局長が議事を執る。

3 会議では、過去1年間の業務において生じた問題点を整理すると共に、下記情報を踏まえた上で行うものとする。また、継続的な公平性リスクの特定についても協議する。

(1) 農林水産省による調査、独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる定期的調査等の結果および内部監査の結果

- (2) 公平性委員会の審査結果および進言
- (3) 認定申請者、認定事業者および利害関係者からのフィードバック
- (4) 不適合業務の是正措置および予防措置の状況
- (5) 前回までの見直し会議の結果についての改善状況
- (6) 目的の達成状況
- (7) 認定業務に影響をおよぼす可能性のある変更
- (8) 異議申立ておよび苦情処理に関する情報
- (9) 認定業務の公平性に係るリスクの特定

4 会議の内容は議事録にまとめ、記録を残すものとする。

5 認定事務局長はその記録を遅滞なく理事長に報告する。

(見直しの実施)

第4条

理事長は会議において提案された認定業務の改善（以下、「改善」という）を遅滞なく実施するとともに、必要な諸規程の改定を行う。改善には以下の事項に関する決定及び処置を含むこととする。

- (1) 認定業務の有効性の改善
 - (2) J A S法に定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準への履行に関する登録認定機関としての改善
 - (3) 必要な資源の確保
- 2 理事長は、業務の大幅な変更を行おうとするときは監督官庁に報告する。

(周知)

第5条 理事長は、前条の見直しの内容を申請予定者又は認定事業者等に対して周知する必要がある場合、書面その他の方法により必要な措置を講じる。

(その他)

第6条 本規程に定めることその他、業務の見直しについては、理事長が別に定める。

(附則)

1. 本規程は、平成18年3月10日より適用する。
2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。
3. 平成25年9月8日一部改訂（この一部改訂は平成25年9月8日より施行する）。
4. 平成27年3月8日一部改訂（この一部改訂は平成27年3月8日より施行する）。